

農地利用最適化推進委員の募集要項

平成29年3月

一宮町農業委員会

農地利用最適化推進委員の募集要項

農業委員会等に関する法律に基づき、一宮町農業委員会の農地利用最適化推進委員を募集します。

1 募集内容

(1) 定数 (募集人数)

区分	担当する区域	定数
第1区域	綱田区、釣区、枇杷畑区、権現前区	1人
第2区域	大村区、岩切区、新熊区	1人
第3区域	矢畑区、稲荷塚区、原区、新浜区 (大字東浪見と大字一宮境から南部)	1人
第4区域	1区から6区、7区-1、7区-2、8区-1、8区-2	1人
第5区域	9区-1、9区-2、10区	1人
第6区域	12区、13区、14区、17区、新浜区 (大字東浪見と大字一宮境から北部)	1人
第7区域	11区、15区、16区	1人
第8区域	宮原区、船頭給区、新地区、海岸区	1人
計		8人

(2) 任期 委嘱の日から平成32年7月19日まで

(3) 身分 一宮町の特別職の非常勤職員

(4) 職務内容

- ア 担い手への農地利用の集積・集約化の推進に係る現地活動
- イ 遊休農地の発生防止・解消の推進に係る現地活動
- ウ 農業への新規参入者の促進に係る現地活動
- エ 上記職務における農業委員との連携

(5) 報酬 月額35,000円

(6) その他

農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦、応募は可能ですが、農業委員と兼任することはできません。

また、複数の担当区域に推薦・応募は可能ですが、選任後担当する区域は一区域です。

2 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、推進委員選任予定日において、次に掲げる者でない者とする。

- (1) 一宮町に住所を有しない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 一宮町の常勤職員

3 推薦及び応募に係る手続き等

(1) 推薦及び応募の方法

- ア 一宮町に住所を有する農業者からの推薦（推薦者3名以上）〔個人推薦〕
- イ 農業者が組織する団体その他団体からの推薦〔団体等推薦〕
- ウ 一般募集〔応募〕

(2) 提出書類

区 分	提出書類
ア 一宮町に住所を有する農業者個人からの推薦〔個人推薦〕	第1号様式
イ 農業者が組織する団体その他関係団体からの推薦〔団体等推薦〕	第2号様式
ウ 一般募集〔応募〕	第3号様式

※提出された書類については、返却しません。

- (3) 提出先 一宮町農業委員会事務局
 受付) 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
 (※土曜日、日曜日、祝日は除く)

- (4) 受付期間 平成29年3月27日(月)から4月24日(月)まで

4 選任方法

提出された推薦書・応募申込書の内容及び一宮町の農業の発展に資する方であるか、農地利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方であるかを審査し、推進委員候補者を選考します。

応募の状況に応じて、評価委員会を開催し審査します。審査結果を参考に、推進委員候補者を決定し、農業委員会総会において推進委員を選任します。

なお、選考の結果は文書で通知します。

5 情報の公開

募集期間の中間及び終了後に一宮町ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦又は応募する担当区域
- (2) 推薦をする者(個人の場合)の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする者(団体の場合)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 一宮町農業委員会委員に推薦されているか又は応募しているか否かの別

- (7) 推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (8) 応募する者の数及びそのうちの認定農業者等の数

6 問合せ先 〒299-4396 一宮町一宮 2457
一宮町農業委員会事務局
電話：0475-42-1428 FAX：0475-40-1075